

# 業務運営規程

平成25年4月1日

一般財団法人 三重県社会福祉事業職員共済会

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会（以下「本会」という）の事業は定款に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

### (用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

(1) 事業主とは、次に掲げる事業を営む法人及び個人をいう。

ア 社会福祉法（平成12年法律第111号）第2条に規定する社会福祉事業

イ 社会福祉の向上を目的とする事業であつて、社会福祉事業に準ずる事業として、理事長が加入を認めた事業

(2) 共済契約者とは、共済契約の当事者である事業主をいう。

(3) 会員とは、共済契約者が経営する事業所に常時勤務する有給の役員及び職員のうち、就業規則、労働協約等により、退職金制度の受益者とされたものをいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者は除く。

(4) 共済契約とは、この規程で定める退職金制度に必要な資金を契約者が本会に預託することを約し、本会は契約者から権限の委託を受け、全ての契約者から預託された総資産のうちから給付を行うことを約する契約をいう。

### (事業運営の基本原則)

第3条 本会の行う事業は、法令、定款及びこの規程その他の定めるところに従い、適正かつ確実な運営を期して、行わなければならない。

## 第2章 業務の内容

### (業務の内容)

第4条 本会は、共済契約に基づき、定款第4条1号及び第2号に掲げる退職共済事業及び福利厚生事業として会員に対し、退職手当金の給付及び見舞金の給付を行なう。

## 第3章 共済契約

### (契約の申込)

第5条 事業主は、共済契約の申込を行うときは、その雇用する職員の同意を得たうえで、共済契約申込書を本会に提出しなければならない。

(契約の承諾等)

第6条 理事長は、前条の規定により、契約の申込を受けたときは、必要な調査を行い、契約を承諾するか否かを決定するものとする。

- 2 理事長は、申込みの承諾を行い、契約が成立したときは、遅滞なくその旨を共済契約者に通知しなければならない。
- 3 理事長は、契約の承諾をしなかったときは、その理由を通知するものとする。

(契約の成立)

第7条 契約は、理事長が契約を承諾したときに成立するものとし、その日から効力を生ずるものとする。

(契約解除)

第8条 本会は、次の各号に掲げる場合には、共済契約を解除するものとする。

- (1) 共済契約者が事業を廃止したとき。
- (2) 掛金を3ヶ月以上滞納したとき。ただし、第23条に定める手続きにより掛金の納付を延長している場合はこの限りではない。
- 2 本会は、次の各号に定める場合には、共済契約を解除することができるものとする。
  - (1) 共済契約者が第14条及び第15条に規定する届出を行わないとき、又は虚偽の届出をしたとき。
  - (2) その他定款及び本規程に定める目的に反する行為があったとき。
- 3 本会は、本条第1項又は第2項の規定により共済契約を解除したときは、その契約にかかる会員にその旨を通知しなければならない。
- 4 共済契約者は、当該共済契約者に属する全ての会員の同意を得たときは、理事長の承認を得て、共済契約を解除することができる。ただし、共済契約を解除しようとするときは、会員の同意があったことを証する書類を添え、その旨を本会に申し出なければならない。
- 5 共済契約の解除は、将来に向かってのみ効力を生じるものとする。

## 第4章 権利義務

(共済契約者及び会員の義務)

第9条 共済契約者及び会員は、この規程を遵守しなければならない。

- 2 共済契約者及び会員は、本会の目的の達成及び事業の推進に協力しなければならない。
- 3 共済契約者及び会員は、掛金及び入会金を納付する義務を負う。
- 4 会員は、その権利を他人に譲渡し、又は担保に供することができない。

(会員の権利)

第10条 会員は、この規程に定める給付及び事業活動による利益を受ける権利を有する。

(会員となる時期)

第11条 会員は、第15条第1号に定める届出のあった月の翌月1日から会員となる。ただし、届出の日が月の初日である者については、その月の1日から会員となる。

2 理事長は、前項の届出を受理したときは、会員に対して、会員証を共済契約者を經由して交付するものとする。

(資格の喪失)

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当したときは、退会するものとし、その翌日から資格を喪失する。

- (1) 退職したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 常勤職員から非常勤になったとき。
- (4) 契約が解除されたとき。

(除名)

第13条 会員が次の各号のいずれかに該当したときは、除名とし、給付の一部又は全部及び事業活動による利益の供与をおこなわないことができるものとする。

- (1) 犯罪行為により禁固以上の刑に処せられたとき。
  - (2) 加入資格のない者が加入していたとき。
  - (3) 不正行為によって退職金等の支給を受け、又は受けようとしたとき。
  - (4) 本会の事業の適正な運営を妨げ、又は妨げようとしたとき。
- 2 本会は、前項の規定により利益の供与を制限する場合は、その理由を当該共済契約者に通知するものとする。

## 第5章 異動

(共済契約者等の異動)

第14条 共済契約者は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

- (1) 共済契約者の名称、住所又は代表者に変更があったとき。
- (2) 共済契約者が当該事業所又は事業を新設又は休廃止したとき。
- (3) 共済契約者が事業所又は事業を他の経営者から引き継いだとき。

(会員の異動)

第15条 共済契約者は、会員に関し、次の各号に掲げる事由が生じたときは、異動事由に応じ、所定の届出書を速やかに提出しなければならない。

- (1) 新たに会員になろうとする者があるとき。
  - (2) 会員が休職したとき。
  - (3) 会員が復職したとき。
  - (4) 会員が事業所を異動したとき。
  - (5) 会員が他の共済契約者が経営する事業所に移籍し、引き続き会員となろうとするとき。
  - (6) 会員が死亡若しくは退職し、又はその他の理由により会員でなくなったとき。
  - (7) 会員の氏名又は職種に変更があったとき。
  - (8) 会員の届出事項に誤りが認められたとき。
- 2 共済契約者は、経営する事業所の長を共済事務代行者（以下「代行者」という）として登録し、前項の事務を代行させることができる。

第6章 掛金等

(掛金の納付)

第16条 共済契約者及び会員は、第11条の規定により会員となった日の属する月から、会員でなくなった日の属する月まで、掛金を本会に毎月納付しなければならない。

(掛金の額)

第17条 掛金の額は、掛金基礎給与の月額 $\times$ 1,000分の36とする。

- 2 会員は、共済契約者ととともに前項に定める掛金の2分の1の額を負担するものとする。ただし、掛金の額は円未満を切り捨てるものとし、1の位が奇数の場合は、1円引下げた額とする。

(入会金)

第18条 新たに会員になる者は、共済契約者を經由して入会金を本会に納付しなければならない。

- 2 前項に定める入会金の額は、1,000円とする。

(掛金等の不返還)

第19条 共済契約者及び会員が、誤納を除き、すでに納付した掛金その他の拠出金は返還しない。

(掛金基礎給与の月額)

第20条 第17条の掛金基礎給与の月額は、毎年4月1日現在の本給額とする。た

だし、掛金基礎給与の月額を500,000円を限度とする。

- 2 前項の規定により定められた掛金基礎給与の月額は、その年度の各月の掛金基礎となる。
- 3 4月2日以降会員となった者の掛金基礎給与の月額は入会の日の本給額とする。
- 4 共済契約者又は代行者は、前項の本給額について掛金基礎給与月額変更届により、毎年3月末日までに本会に届けなければならない。ただし、新規に会員になろうとする者については、第15条に定める入会届により掛金基礎給与の月額をその都度届けなければならない。

(掛金基礎給与月額及び掛金決定通知書の送付)

第21条 理事長は、第20条第4項の規定により提出された掛金基礎給与月額変更届に基づき、すみやかに会員の基礎給与月額及び第17条の規定により掛金の額を決定し、掛金基礎給与月額及び掛金決定通知書により共済契約者に通知するものとする。

(掛金納付の方法及び納付期限)

第22条 共済契約者又は代行者は、第17条に定める掛金の当該月分を、会員負担分をあわせてとりまとめ、掛金払込書に記載のうえ、翌月末日までに本会に納付しなければならない。

(納付期限の延長)

- 第23条 本会は、共済契約者が災害その他やむを得ない理由により、掛金を納付することができないときは、申請によりその期限を延長することができる。
- 2 共済契約者が前項に規定する掛金の納付期限の延長を申請しようとするときは、掛金納付期限延長申請書を当該月の掛金納付期限までに提出しなければならない。
  - 3 本会は、前項の申請に基づき掛金の納付期限を延長したときは、遅滞なく、その旨及び納付期限を共済契約者に文書で通知しなければならない。

(督促及び延滞金)

- 第24条 理事長は掛金を滞納した共済契約者があるときは、その者に対して、納付期限を付して、納付期限後20日以内に督促通知をしなければならない。ただし、前条により掛金の納付を延長している場合はこの限りではない。
- 2 前項の督促通知に付された納付期限を経過しても、なお掛金を納付しない者に対しては、掛金100円につき1日4銭の割合で納付期限の翌日から掛金を納付した日までの日数によって計算した額(1円未満切り捨て)の延滞金を徴収する。ただし、やむを得ない事情があると認めるときは延滞金を徴収しない。

## 第7章 退職手当金等の給付

### (退職手当金等の給付)

第25条 会員が第12条第1号から第3号により会員でなくなったときは、その者に退職手当金を支給するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、退職手当金を支給しない。

- (1) 1年未満で退会したとき。
- (2) 第13条により除名されたとき。
- 2 会員が、前項のただし書きに該当するときは、掛金累計額の2分の1（会員負担分）を返還金として支給する。
- 3 会員が第12条第4号により会員でなくなったときは、理事長の承認を得て、その者に退会一時金を支給する。
- 4 第12条第4項により会員でなくなった者で、前項の退会一時金が支給されないときは、掛金累計額の2分の1（会員負担分）を返還金として支給する。
- 5 会員が死亡したことにより退会したときは、その遺族に退職手当金を給付するものとする。

### (遺族の範囲及び順位)

第26条 前条の規定により退職手当金の給付を受けるべき遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（届出をしていないが、会員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で会員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた者
- (3) 前号に掲げる者のほか、会員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた者
- (4) 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で、第2号に該当しない者
- 2 退職手当金の給付を受けるべき遺族の順位は、前項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、その各号に規定する順序による。この場合において父母については、養父母、実父母の順序により、祖父母については、養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順序による。
- 3 前項の規定により退職手当金の給付を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、当該遺族は、退職手当金の給付を受けるべき者1人を選ばなければならない。

### (加入期間の計算)

第27条 退職手当金算出の基礎となる会員であった期間（以下「加入期間」という。）の計算は、会員となった日の属する月から退会した日の属する月までの期間の年数とする。

(退職手当金の額)

第28条 退職手当金の給付額は、給付基礎給与の月額に別表1の給付乗率と別表2の支給率を乗じて得た額とする。

(退会一時金の額)

第29条 退会一時金の給付額は、別表3に定める額とする。

(給付基礎給与の月額)

第30条 第28条の給付基礎給与の月額は、退職時を含む直近3年間の平均基礎給与月額の100分の50とする。ただし、休職期間が含まれる場合は、当該期間を除いて直近3年間とする。

(退職手当金の端数計算)

第31条 退職手当金に円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(退職手当金の請求)

第32条 退職手当金の給付を受けようとする者は、共済契約者を經由して退職手当金請求書を理事長に提出しなければならない。

2 死亡による場合の退職手当金の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 死亡を証する書類

(2) 遺族と死亡した会員との続柄を明らかにすることができる戸籍の謄本又は事実上婚姻関係と同様の事情にあった事実を明らかにすることができる書類

(3) 遺族が死亡した会員の配偶者以外の者であるときは、その者より先順位の遺族がないことを明らかにすることができる書類

(4) 遺族が死亡した会員の直系血族、兄弟姉妹又はその他の親族であるときは、会員の死亡当時、主として会員の収入によって生計を維持していたことを明らかにすることができる書類

(5) 退職手当金の給付を受けるべき遺族に同順位者が2人以上あるときは、退職手当金の正当請求人であることを証する書類

3 業務上の傷病又は、死亡による退職手当金の請求書には、前項に定めるもののほか、廃疾の状態に関する医師の診断書、労働災害認定書(写)又は、その原因、経過等を明らかにした契約者の証明書を添付しなければならない。

4 退職した者が婚姻その他の事由により、加入期間中の氏名と異なることとなった場合においては、その者の戸籍抄本を退職手当金請求書に添付しなければならない。

(請求の期限)

第33条 退職手当金の給付の請求は、会員が退会した日から1年以内にしなければならない。ただし、やむを得ない場合は、あらかじめ届出を行うことにより、期限を延長することができる。



(決定等)

第34条 理事長は、前条の請求書を受理したときは、これを審査し給付すべきものと決定したときは、すみやかに退職手当金決定兼払込通知書を共済契約者及び請求者に対し交付するものとする。

2 前項の場合において、審査の結果退職手当金を給付することが妥当でないと認められたときは、理事長はその旨を、共済契約者を經由し、請求者に通知するものとする。

(受領書の提出)

第35条 退職手当金を受領した請求者は、すみやかに理事長に退職手当金受領書を提出しなければならない。

(準用)

第36条 第25条第5項、第26条、第27条及び第31条から第35条の規定は、第25条第2項に定める退会一時金並びに同条第3項及び第4項に定める返還金の場合について準用する。この場合において、各条の「退職手当金」とあるのは「退会一時金」又は「返還金」と読み替えるものとする。

## 第8章 見舞金の給付

(見舞金等の給付)

第37条 会員に対して、次の各項に掲げる見舞金を、別表4に定めるところにより給付するものとする。

- (1) 災害見舞金
- (2) 死亡弔慰金

(災害見舞金)

第38条 会員が住居又は、家財の3分の1以上を滅失したときは、災害見舞金を給付する。

(死亡弔慰金)

第39条 会員が死亡したときは、その遺族に死亡弔慰金を給付する。

(見舞金の請求)

第40条 見舞金の給付を受けようとする者は、共済契約者又は代行者を經由して、別に定める見舞金等請求書を理事長に提出しなければならない。ただし、請求期限は1年以内とする。

第41条 理事長は、前条の請求書を受理したときは、これを審査し、給付すべきものと認めるときは、見舞金等給付決定通知書を、共済契約者又は代行者を経由して、会員又は第26条に規定する者に通知するものとする。

2 前項の場合において、審査の結果給付することができないと認めるときは、その旨を通知するものとする。

(受領書の提出)

第42条 見舞金等を受領した請求者は、すみやかに理事長に見舞金等受領書を提出しなければならない。

## 第9章 制度の管理運営

(債務の範囲)

第43条 本会が、本共済契約に基づき、負担する債務については、共済契約者から預託された資産の限度内において履行の責任を負う。

(資産の分別管理)

第44条 本会は、共済契約者から預託された資産と、その他の資産を区別して管理しなければならない。

(財政再計算)

第45条 本会は、本会の行う事業が適正、かつ確実に運用されるため、少なくとも、5年に1回財政再計算を行うものとする。

(積立水準の回復計画)

第46条 財政再計算により、積立水準の不足が明らかになった場合は、本会は積立水準の回復計画を策定し実施することにより、積立水準の回復に努めなければならない。

2 積立水準回復計画に基づく計画の実施状況について、本会は、共済契約者にすみやかに開示しなければならない。

(積立金の運用)

第47条 退職給付金積立金の運用は、給付金の支払を将来にわたり確実に行うため、必要とされる収益を長期的に確保できるように、別に定める「退職共済資産の運用に関する基本方針」に従い、適切に行わなければならない。

## 第10章 補則

### (休職等の場合の特例)

- 第48条 会員が休職等の理由により、共済契約者から給与の全部又は一部の支給を受けなくなった場合においても退職するまでは、なお会員として規定を適用する。
- 2 前項の場合において会員は届出により、掛金を納付しないことができる。ただし、その期間は退職手当金算出の基礎となる加入期間から除くものとする。
  - 3 会員は、退職手当金が最高額に達したときは、届出により、理事長の承認を得て、掛金の納付を休止することができる。

### (加入期間の通算の特例)

- 第49条 会員が転職等により、他の共済契約者が経営する事業所に移籍したときは、加入期間を通算することができる。
- 2 会員が前項による加入期間の通算をうけようとするときは、共済契約者又は代行者を通じて、会員期間通算に関する申請を行わなければならない。
  - 3 加入期間の通算をうけ勤務する事業所を変更した会員の掛金基礎給与の月額は、異動後事業所の異動の日の本給額とする。

### (加入期間通算等の決定)

- 第50条 理事長は、前条による通算期間に関する申請をうけたときは、必要な調査を行い承認するか否かを決定のうえ、共済契約者又は代行者に通知するものとする。

### (調査等)

- 第51条 理事長は、掛金又は退職手当金にかかる事項等につき必要があると認めたときは、共済契約者の帳簿書類等を調査し、又は共済契約者から報告を求めることができるものとする。

### (退職手当金諸給付の制限)

- 第52条 退職手当金又は見舞金等の請求もしくは受領に関して、虚偽又は不正の事実があったときは、これらの給付を行わない。

### (審査の請求)

- 第53条 本会の共済事業に関する処置に対し、不服のある共済契約者又は会員は理事長に対し、文書をもって審査の請求をすることができる。
- 2 理事長は、前項の規定による審査の請求があったときは、すみやかに理事会を召集して、裁決してなければならない。
  - 3 前項による裁決の結果は、その理由を付して、請求者に通知するものとする。

(諸帳簿の整備)

- 第54条 本会は事業の運営に関する規則、諸帳簿、会員に関する原簿、会計に関する帳簿その他必要な諸帳簿を常に整備しておかなければならない。
- 2 諸帳簿の種類等については、事務局規則においてこれを定める。

## 附 則

- 1 この業務運営規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日現在において本共済制度に加入している事業主は、共済契約者とする。

## 附 則

- 1 この業務方法書は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 財団法人三重県社会福祉事業職員共済会規約（以下「旧規約」という）は廃止する。
- 3 平成25年4月1日現在において、旧規約による会員であった者は、この業務方法書による会員とする。ただし、この業務方法書による会員とならない旨の申し出があった場合は、この限りでない。
- 4 第4章の掛金等の規定は、昭和44年4月1日以降会員であった者から適用する。旧規約の規定に基づき貸付けられた資金は、この業務方法書の相当規定に基づき、貸付けられたものとみなす。
- 5 第5章に基づく退職手当金の給付は、昭和44年4月1日以降において第8条各号のいずれかに該当し退会した者から適用する。
- 6 平成25年3月31日現在において、会員であった者の加入期間は、昭和35年10月1日以降において会員となった日から通算する。
- 7 附則第3項のただし書きにより、この業務方法書による会員とならない旨を申し出た会員に対しては、平成25年3月31日に退職したものとみなし、旧規約に基づいて計算した退職手当金を給付するものとする。

別表 1

## 給付乗率表

会員期間	普通退職	公務上の傷病	会員期間	普通退職	公務上の傷病
1年	0.600	1.500	21年	22.200	33.300
2	1.200	3.000	22	23.400	35.100
3	1.800	4.500	23	24.600	36.900
4	2.400	6.000	24	25.800	38.700
5	3.000	7.500	25	28.375	40.500
6	4.500	9.000	26	30.950	42.300
7	5.250	10.500	27	33.525	44.100
8	6.000	12.000	28	36.100	45.900
9	6.750	13.500	29	38.675	47.700
10	7.500	15.000	30	41.250	49.500
11	11.100	16.650	31	42.625	51.150
12	12.200	18.300	32	44.000	52.800
13	13.300	19.950	33	45.375	54.450
14	14.400	21.600	34	46.750	56.100
15	15.500	23.250	35	48.125	57.750
16	16.600	24.900	36	49.500	59.400
17	17.700	26.550	37	50.875	60.000
18	18.800	28.200	38	52.250	60.000
19	19.900	29.850	39	53.625	60.000
20	21.000	31.500	40年以上	55.000	60.000

別表 2

## 支 給 率

年度	支給率(%)
平成13年度	100
平成14年度	98
平成15年度	96
平成16年度	94
平成17年度	92
平成18年度	90
平成19年度	88
平成20年度	86
平成21年度	84
平成22年度	82
平成23年度	80
平成24年度	79
平成25年度	78
平成26年度	77
平成27年度	76
平成28年度	76
平成29年度	77
平成30年度	78
平成31年度	79
平成32年度	80

別表 3

## 退会一時金の額

- 1 退会一時金の額は、次の金額を比較し、少ない額とする。
  - (1) 掛金累計額
  - (2) 第29条の規定により算出される退職手当金の額。ただし、退会の日属する年度の前年度末における要退職給付総額に対する資産の保有率が100%未満の場合は、給付額に当該保有率を乗じて得た額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、退会一時金は掛金累計額の2分の1（会員負担分）の額を下回らないものとする。

## 別表 4

## 見舞金等支給一覧

区分	給付額	給付条件	添付書類	備考
災害見舞金	30,000円	会員が住居又は家財の3分の1以上を滅失したとき	市町村長又は消防署長の証明書	複数の会員にかかる場合は各会員に給付する
死亡弔慰金	50,000円	会員が死亡したとき	戸籍抄本又は死亡診断書の写	